

一般社団法人 兵庫県理学療法士会 賛助会員規定

第1条 賛助会員の目的

一般社団法人兵庫県理学療法士会（以下本会）定款第4条に掲げる本会の目的に賛同し、本会の目的に賛同し、これに協力する個人または団体を賛助会員とする。

第2条 賛助会員の資格

賛助会員は、本会細則Ⅰ「会員に関する項」第6号の定めにより決定され、本会の賛助会員となる。

第3条 賛助会員の役割

- (1) 賛助会員は、本会と、相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。
- (2) 賛助会員は、本会とともに、リハビリテーション医療に関する設備・機器の開発や改良及び会員の福利厚生等の向上に努める。
- (3) 賛助会員は、本会とともに、本会会員に対し、賛助会員の事業概要の周知に努める。

第4条 賛助会員の会費

- (1) 賛助会員をA会員・B会員・C会員・D会員に分け、会費を次のとおりとする。
 - ①A会員 年額10万円
 - ②B会員 年額 5万円
 - ③C会員 年額 2万円
 - ④D会員 年額 なし
- (2) 会費は、本会細則第Ⅴ. 庶務及び会計に関する項の会費納入規定に基づき、原則として毎年6月末日までに納入する。なお、年度途中の入会であっても、その年度の会費全額を納入するものとする。
- (3) 本会は、納入された賛助会費を予算に計上し本会事業費にあてる。

第5条 賛助会員に対する優待

Ⅰ. A会員・B会員・C会員の優待は以下とする。

- (1) 本会会誌に賛助会員一覧を設け、住所、電話番号、等を毎号掲載する。
- (2) 本会は賛助会員Aに対し
 - ① 本会で発行する刊行物（士会だより、会誌等）及び本会事業の案内を送付する。
 - ② 本会で発行する刊行物（士会だより、会誌等）への広告掲載費を無料とし、掲載機会を優先する。
 - ③ 本会で発行する刊行物（士会だより、会誌等）の発送に賛助会員Aの事業案内等を同封、またはホームページ掲載・メール配信することができる。
 - ④ 本会事業の開催時に、営業品目の陳列及び説明を行う機会が与えられることがある。
- (3) 本会は賛助会員Bに対し
 - ① 本会で発行する刊行物（士会だより、会誌等）及び本会事業の案内を送付する。
 - ② 本会で発行する刊行物（士会だより、会誌等）への広告掲載費を無料とし、掲載機会を優先する。

- ③ 本会で発行する刊行物（士会だより、会誌等）の発送に賛助会員Bの事業案内等を同封、またはホームページ掲載・メール配信することができる。
- ④ 本会事業の開催時に、営業品目の陳列及び説明を行う機会が与えられることがある。
- (4) 本会は賛助会員Cに対し
- ① 本会で発行する刊行物（士会だより等）及び本会事業の案内を送付する。
- ② 賛助会員Cの事業案内等をホームページ掲載・メール配信することができる。ただし年会費とは別に配信1回につき1万円を支払うものとする。
- (5) 賛助会員はリハビリテーション設備や機器の開発・改良、情報収集、ならびに会員にとって有用な広報活動等について本会の指導と協力を得ることができる。
- (7) 賛助会員は学会や研修会など、本会が主催する事業のうち、会長が認めたものに参加することができる。

II. D会員の優待は以下とする。

- (1) D会員は事業案内等をホームページ掲載・メール配信することができる。配信1回につき1万円を支払うものとする。
- (2) D会員の会員資格は、事業案内等のホームページ掲載またはメール配信が行われた時点で終了するものとする。

一般社団法人 兵庫県理学療法士会 賛助会員簡易優待表

	刊行物送付		広告掲載 (Web 掲載)			事業案内	展示		会費 (年額)
	士会だより	会誌	士会だより	会誌	ホームページ案内	ホームページ掲載・メール配信	県学会	研修会	
A 会員	○	○	○ A4 1/8	○ A4 1/2	○	○ 5 回/年	○	○	10 万
B 会員	○	○	×	○ A4 1/4	○	○ 2 回/年	×	△	5 万
C 会員	○	×	×	×	○	○ 1 回につき 1 万円	×	×	2 万
D 会員	×	×	×	×	×	○ 1 回につき 1 万円	×	×	なし

第6条 規定の改廃

この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

この規定は平成 8 年 5 月 26 日より施行する。

この規定は平成 27 年 7 月 18 日改正により施行する。

この規定は平成 30 年 3 月 16 日改正により施行する。

この規定は令和 2 年 2 月 14 日改正により施行する。

この規定は令和 7 年 5 月 16 日改正により施行する。